

労働関係調整法の規定による争議行為を行う旨の通知の公表（雇用政策課）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、島根県医療労働組合連合会から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

令和3年3月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 争議行為をなす日時及び場所

日時 令和3年3月11日から問題解決までの間

場所 次の各病院及び関連施設において、島根県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場

松江赤十字病院、総合病院松江生協病院、介護老人保健施設 虹、生協東出雲診療所、斐川生協病院、出雲市民病院、出雲市民リハビリテーション病院、大曲診療所、塩冶歯科診療所、石東病院、西川病院、益田赤十字病院

2 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為並びにこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。